

訪問看護医療 DX 情報活用加算について

訪問看護ステーションみどりでは、診療報酬改定に伴い、訪問時等にオンライン資格確認システムにより、利用者の診療情報や薬剤情報を取得・活用して訪問看護に必要な計画的な管理を行い、質の高い医療の提供を目指しております。

関東厚生局に届け出を行い、訪問看護管理療養費を算定するものに関して、健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認により、看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合、訪問看護医療 DX 情報活用加算として、月1回に限り50円を算定します。算定にあたり施設基準を掲示いたします。

訪問看護医療 DX 情報活用加算の施設基準

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令(平成4年厚生省令第5号)第1条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っている訪問看護ステーションであること。
2. 健康保険法第3条第13項目に規定する電子資格確認(以下「オンライン資格確認」という。)を行う体制を有している訪問看護ステーションであること。
3. 居宅同意取得型のオンライン資格確認システムの活用により、看護師等が利用者の診療情報を取得及び活用できる体制を有していること。
4. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得・活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
 - ①看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している訪問看護ステーションであること。
 - ②マイナ保険証の利用を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる訪問看護ステーションであること。
5. 4の掲示事項についてウェブサイトに掲載していること。<http://care-net.biz/09/kounan>

令和7年5月1日

医療法人光風会

訪問看護ステーションみどり